

佐賀県告示第 147 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 29 年 2 月 24 日から平成 29 年 3 月 23 日まで佐賀県県土整備部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 2 月 24 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 板屋厳木線	唐津市厳木町瀬戸木場字前 207 番 5 地先 から 唐津市厳木町瀬戸木場字裏 485 番 2 地先 まで	平成 29 . 2 . 24
	唐津市厳木町瀬戸木場字裏 485 番 5 地先 から 唐津市厳木町瀬戸木場字東原 4 番 1 地先 まで	〃
	唐津市厳木町牧瀬字吉ノ久保 534 番 5 地 先から 唐津市厳木町牧瀬字吉ノ久保 455 番 1 地 先まで	〃